

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成30年1月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700073号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1700011号

第1 結論

昭和53年4月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月から昭和54年3月まで
私は、請求期間の国民年金保険料32,760円をA銀行B支店で納付したが、年金記録では、請求期間が未納となっている。請求期間に係る保険料の納付書・領収証書を所持しているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間に係る国民年金保険料を一括で納付した昭和56年6月17日付けの納付書・領収証書があり、これが還付された事実は認められないから、請求者が、時効により納付できない請求期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

また、収納事務の取扱いについて、日本年金機構C事務センターは、当時の取扱いは不明としているものの、請求者の住所地を管轄するD社会保険事務所(当時)において、国民年金手帳記号番号の払出日が、請求者と同日の昭和56年4月15日である者のうち、少なくとも二人については、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録上、同日時点で時効により納付できない昭和53年4月分から同年12月分までの国民年金保険料が納付済みと記録されており、当時、過年度保険料の収納について時効を援用しない取扱いがあったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700116号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700027号

第1 結論

請求者のA町役場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成13年3月31日から同年4月1日に訂正し、平成13年3月の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

平成13年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成13年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年3月31日から同年4月1日まで

平成12年10月1日から平成13年3月末日までA町役場に臨時職員として勤務していたが、年金記録によると、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、平成13年3月31日になっている。

厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成13年4月1日に訂正し、将来の年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

請求期間に係る平成13年3月31日は土曜日であり、A町から提出された出勤簿により、請求者は同日に出勤していないことが確認できるが、雇用保険の被保険者記録によると、請求者のA町役場における離職日が平成13年3月31日であること、及びA町は、「当時、請求者は臨時職員として勤務しており、臨時職員は、平成13年3月31日が土曜日や日曜日であっても、同日までの雇用契約を締結する取扱いであった。」と回答していることから判断すると、請求者は、請求期間において、A町役場に継続して在籍していたことが認められる。

また、A町は、「請求者は、平成13年3月31日までの雇用契約であったため、請求者から同年3月分の厚生年金保険料を控除する取扱いであった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA町役場における平成13年2月の厚生年金保険の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成13年3月31日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付し

ていないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成13年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700072号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700028号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年2月1日から平成4年2月1日まで
A事業所に平成2年1月10日頃入社し、同年2月から厚生年金保険に加入していたはずであるが、厚生年金保険の資格取得年月日は、平成4年2月1日となっている。
給与から厚生年金保険料や健康保険料が控除されており、請求期間中にA事業所から渡された健康保険被保険者証を使用して病院で受診した記憶があるため、資格取得年月日を平成2年2月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の回答から判断すると、入社日は特定できないものの請求期間の一部において、A事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A事業所は、商業・法人登記簿謄本によると、平成15年5月8日に解散しており、オンライン記録によると、平成9年6月30日に適用事業所でなくなっていることが確認できる上、請求期間当時の代表取締役二人及び清算人に照会したところ、回答が得られた代表取締役二人は、当時の資料がなく不明であると回答していることから、請求者の勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、請求者が正社員として氏名を挙げた同僚二人のうち一人は、A事業所において厚生年金保険の被保険者となった記録は確認できない上、請求期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる12人(上記代表取締役二人及び清算人を除く。)に照会したところ、回答を得られた5人のうちの1人は、「私は入社してから2、3か月後に厚生年金保険に加入し、他の同僚の中には、1年くらい働いていても厚生年金保険に加入させてもらえない人もいた。私が厚生年金保険に加入していない期間の厚生年金保険料は、給与から控除されていなかったと思う。」と陳述していることを踏まえると、請求期間当時、当該事業所では、必ずしも全ての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

さらに、上記同僚5人のうちの残りの4人からは、請求者の請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

加えて、請求者は、請求期間当時にA事業所から渡された健康保険被保険者証を使用して病院で受診したと主張しているが、オンライン記録によると、請求者は請求期間の大部分について、請求者の父親が加入する健康保険の被扶養者となっていたことが確認できる上、当該病院

は、請求者の請求期間における受診履歴について、カルテがないため不明であると回答していることから、請求者の当該主張を裏付けることができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。